

規 則

期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則七―一〇二八

期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則

第一条 期末手当及び勤勉手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―九三）の一部を次のように改正する。

第二条第四号を削り、同条中第五号を第四号とし、同条第六号中「育児休業条例」を「職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号。以下「育児休業条例」という。）」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第七号を第六号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条第二号中「人事委員会」を「埼玉県人事委員会（以下「人事委員会」という。）」に改め、同号へを次のように改める。

へ 技能職員（法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される者であつて、技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県訓令第四号）の適用を受ける職員、技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県教育委員会訓令第四号）の適用を受ける職員その他人事委員会の定める職員をいう。以下同じ。）

第三条第二号中トを削り、チをトとし、同号リ中「埼玉県人事委員会（以下「人事委員会」という。）」を「人事委員会」に改め、同号リを同号チとし、同条第三号イ中「前号リ」を「前号チ」に改める。

第六条第二項第一号中「から第五号まで」を「及び第四号」に改め、「職員」の下に「並びに非常勤の職員（再任用短時間勤務職員及び短時間勤務職員を除く。以下同じ。）」を加え、同条第三項中「第二条第四号に掲げる職員」を「非常勤の職員」に改める。

第七条第一項第一号中「チまで」を「トまで」に改め、同号中へを削り、トをへとし、チをトとし、同項第二号イ中「前号チ」を「前号ト」に改める。

第八条第二号中「から第五号まで、第九号及び第十号」を「、第四号、第八号及び第九号」に改める。

第十二条第二項第一号中「から第五号まで」を「及び第四号」に、「（同条第四号に掲げる職員にあつては、」を「並びに非常勤の職員（」に改める。

第十四条中「百分の百九十五」を「百分の百九十」に、「百分の二百三十五」を「百分の二百三十」に改める。

第二条 職員の育児休業等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一八―六）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「から第五号まで、第九号及び第十号」を「、第四号、第八号及び第九号」に、「（同条第四号に掲げる職員については、」を「並びに非常勤の職員（」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。